

甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事 公募型プロポーザル説明書

甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事に係るプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）は、公示情報に定めるもののほか、この説明書により、本工事を受注する者（以下「受注者」という。）を選定する。

記

1 目的

当該地区の江の川は水鳥や魚の観察のほか、学校の「環境学習の場」として利用されており、地域の子どもたちや住民に親しまれてきた場所である。子どもたちの環境学習の更なる向上と水辺空間の安全・安心な利用を図るため、水辺の楽校（河川敷を利用した公園）の整備が行われている。

本事業では、五龍山、江の川、本村川等の周辺景観と調和した東屋及び屋外時計を設置することにより、河川で環境学習を行う小学生等や水辺での行楽の際の休憩場所及び地域の住民の憩いの空間を提供することを目的とする。

2 工事概要

(1) 工事名

甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事

(2) 業務内容

甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事基本仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

（安芸高田市議会の議決をもって、工期末を平成30年5月18日（金）に変更を予定している）

(4) 発注者

安芸高田市長 浜田 一義

(5) 選定方法

公募型プロポーザル

(6) 契約限度額

5,400千円を上限とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(7) 担当部署

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市役所 建設部管理課 建設管理係

電話番号：0826-47-1201 FAX：0826-47-1206

E-mail：kanri@city.akitakata.jp

3 関係例規・要綱について

次の例規、要綱を遵守してください。

- (1) 安芸高田市財務規則
- (2) 設計施工一括発注工事対象請負契約約款

4 公示に掲げたプロポーザル実施に関する注意事項・文言の定義等

※1「主任技術者」

建設業法第26条第1項に規定する施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

※2「管理技術者」

安芸高田市の定める「設計施工一括発注工事対象請負契約約款」第10条及び第10条の2の定義による。

※3「直接的な雇用関係」

所属組織との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が公示日の前に継続して存在すること。

5 参加資格について

参加を申し込む者は、参加申込日において次の要件すべてに該当すること。

- (1) 平成29・30年度安芸高田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載の者で、建築一式工事を認定されている者
- (2) 安芸高田市内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所を有している者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 参加意向申出書及び技術提案書の提出の日から契約締結の日までの間において、安芸高田市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を受けていないこと。

6 参加表明書及び技術提案書の提出方法等

(1) 担当部署

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市役所 建設部管理課 建設管理係
電話番号：0826-47-1201 F A X：0826-47-1206
E-mail：kanri@city.akitakata.jp

(2) スケジュール

	事 項	日 程
1	募集開始	平成30年1月19日（金）
2	質問の受付期間	平成30年1月19日（金）～2月2日（金）
3	質問に対する回答期限	平成30年2月5日（月）
4	参加表明書兼技術提案書の提出期限	平成30年2月13日（火）
5	審査委員会	平成30年2月14日（水）
6	審査結果の通知	平成30年2月15日（木）

(3) 質問の受付

① 受付期間

平成30年1月19日（金）から2月2日（金）午後5時まで

② 提出方法

質問書【様式7】に記入の上、持参、郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法で、安芸高田市建設部管理課宛てに提出すること

持参の場合は土日及び祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。

FAX又はE-mailの場合は、送信した旨の連絡をすること。

郵送の場合は、受付期間必着とする。

③ 回答方法

質問に対する回答は、平成30年2月5日（月）までにFAX又はE-mailで行うとともに、安芸高田市ホームページ上に掲載する。

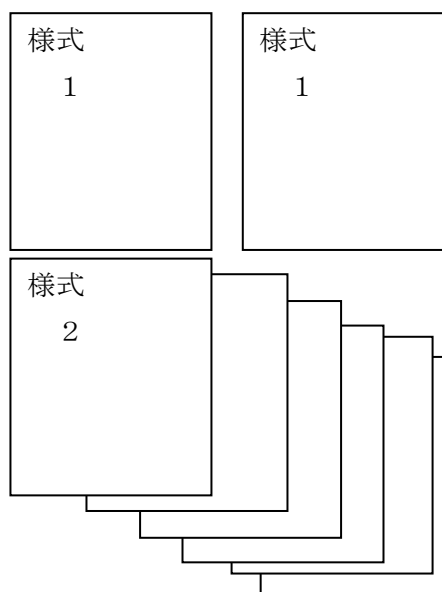
(4) 参加表明書兼技術提案書の提出

ア 参加希望者は以下の書類を提出する。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 参加表明書兼技術提案書【様式1】 | 2部（正本1、副本1） |
| ② 配置技術者の資格【様式2】 | 2部（正本1、副本1） |
| ③ 工事等に当たっての設計業務委託の有無【様式3】 | 2部（正本1、副本1） |
| ④ 工事等に係る概算費用及び積算内容【様式4】 | 2部（正本1、副本1） |
| ⑤ 工程表 | 2部（正本1、副本1） |
| ⑥ 特定テーマに対する技術提案【様式6】 | 2部（正本1、副本1） |
| ⑦ 平面図【平面図】 | 2部（正本1、副本1） |

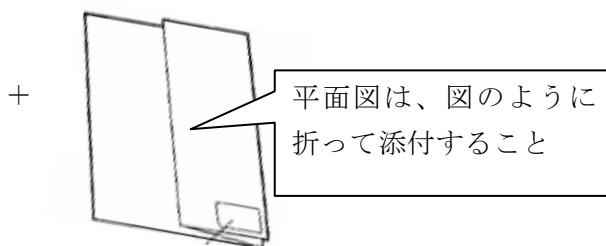
イ 提出書類の綴り方

次の図の通りセットすること



「様式1」の2枚を先頭に置く

「様式2～6」と「平面図」は8部をクリップで留め、「様式1」の下に置く



ウ 提出期限

平成30年2月13日（火）午後5時必着

エ 提出方法

封筒に入れ封印したものを持参し安芸高田市建設部管理課へ提出すること。
 土日及び祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時までを受付期間とする。

7 プロポーザルの提案の視点と、選定基準の詳細

(1) 参加表明書兼技術提案書提出に当たって、次の通り安芸高田市の目的及び求める成果を掲げ、それらの解決に関する特定の技術提案を求めるテーマ(以下「特定テーマ」という。)等を求めます。

① 安芸高田市の考え方

本工事の実施により、甲田地区水辺の楽校の効率的・効果的な整備を行う受託者を選定します。

② 安芸高田市の目的

甲田地区水辺の楽校における東屋・屋外時計設置工事基本仕様書のとおり

③ 安芸高田市の課題を踏まえ、本事業に求める成果

甲田地区水辺の楽校における東屋・屋外時計設置工事基本仕様書のとおり

(2) 甲田地区水辺の楽校における東屋・屋外時計設置工事受託者を選定するための基準
 (選定審査の基準)

基準詳細

※特定テーマは次のとおりとする。

特定テーマ 「安芸高田市甲田地区水辺の楽校プロジェクト構想」を理解し、子どもからお年寄りまで誰もが利用しやすい設備となるよう考慮した上で、将来の維持管理費の節減と管理しやすさを評価する。

評価項目	評価事項		配点	
		評価基準		
審査委員評価	概算費用	技術提案書の内容により総合的に評価する。	仕様書の内容及び特定テーマを実現する提案であることを前提に様式4の概算費用及び積算内容の安価な者を優位に評価する。	概算費用 40
	特定テーマ (※)に対する技術提案	特定 テーマ	「安芸高田市甲田地区水辺の楽校構想」を理解し、子どもからお年寄りまで誰もが利用しやすい設備となるよう考慮した上で、将来の維持管理費の節減と管理しやすさを評価する。	利便性 30
				維持管理 30
	合計		100	

8 提案に際しての留意事項

当事業が、参考資料①「安芸高田市甲田地区水辺の楽校プロジェクト構想」に基づくことから、提案に際し、特に次の点には工夫をすることを期待した提案を求めるものとする。

- 1 子どもからお年寄りまで幅広い年代が利用されることを踏まえ、誰もが安全に利用できる東屋の提案
- 2 小学生の「環境学習」の場となることから、河川側からも公園側からも時刻が確認しやすい屋外時計設置の提案。

9 選定委員会

本プロポーザルに関する審議は、甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事に伴う設計施工候補者選定委員会設置要綱に基づき、次に示す委員で行う。

	名前	所属団体・役職等
委員長	伊藤 良治	安芸高田市 建設部長
委員長職務代理者	百合野 博司	安芸高田市 建設部 次長
委員	蔵城 大介	安芸高田市 建設部 建設課長
委員	重永 充浩	安芸高田市 建設部 すぐやる課長
委員	平野 良生	安芸高田市 建設部 上下水道課長

10 選定結果

- (1) 選定結果は、平成30年2月15日（金）に提案者全員に通知文書を発送する。
- (2) 最優秀提案者として選定されなかった事業者は、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。

11 その他

- (1) 参加表明書兼技術提案書の作成など本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 参加表明書兼技術提案書の提出後において、要求された内容以外の書類及び図面等については受理しない。
また、一旦提出された参加表明書兼技術提案書に記載された内容は、提出期限後の変更は認めない。（ただし、市が補正要請した場合、その範囲についての補足・訂正はこの限りでない）
- (4) 提出された参加表明書兼技術提案書は返却しない。
- (5) 虚偽の記載をした場合は、指名除外措置を行うことがある。

以上